

## 令和 2 年度 消費者教育・啓発の取組み内容

### 1 幼児期から高校生期における消費者教育の推進

- (1) 小中学校の各教科部会での取組み説明
- 小中学校の消費者教育に関連する教科の部会で、本市の消費者教育の推進計画及び、センターの取組みや教材についての情報提供を行う。
- ・ 中学校教育振興会家庭科部会、社会科部会での説明
  - ・ 小学校教育研究会家庭科部会での説明
- (2) 市職員研修の実施
- 市職員に消費者教育の意義と行政施策との関連性を学ぶことにより、誰にも公正で持続可能な消費者市民社会の構築の推進を図る。
- ・ 職員研修「消費者教育の推進について」 ※8月4日実施予定
- 教育関係者への出前講座の実施
- ・ 教育関係者からの依頼を受け消費者教育に関連する出前講座を実施
- (3) 幼年期～小学生親子向け出前講座の実施
- 小学生中学年を対象とした講座の実施
- 就学前～小学校低学年を対象とした出前講座の実施
- (4) 教育資料及び教材メニューの情報提供
- 教育資料及び教材メニューの情報収集
- 教育資料、教材メニューの情報提供の実施  
(公式ウェブページへの掲載、チラシの配布など)
- (5) 関係機関の取組みの把握と整理
- 市関係部局の消費者教育に関連する取組みの調査
- イメージマップに即した取組みの整理

### 2 高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制の充実

- (1) 高齢者、見守り団体、防犯ネットワーク研修会での出前講座の実施
- 高齢者、障がい者等の集まる会での出前講座の実施
- 防犯ネットワーク研修会での出前講座の実施
- (2) 市報、CATV 文字放送を使った注意喚起情報の提供
- 市報での「消費者トラブル講座」の連載 ※7月号まで実施

4月	簡単に稼げるとうたう情報商材
5月	格安でお試しのはずが高額な定期購入!?
6月	海外から身に覚えのない荷物が届いた!
7月	実在の事業者名をかたる不審なSMSに注意!

○CATV 文字放送等を活用した注意喚起情報の発信 ※4月24日から放映中

**新型コロナウイルス感染症に便乗した  
詐欺にご注意!**

**「特別定額給付金」を装った詐欺にご注意ください!**

- 公的機関が現金自動払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 電話やメールで口座番号や暗証番号などの個人情報を聞かれても絶対に教えないでください。
- 不審に思ったら、消費生活センターや最寄りの警察署にご連絡ください。

【問い合わせ先】鳥取市消費生活センター ☎0857-20-3863  
警察総合相談電話 ☎#9110

(3) 高齢者宅訪問時の啓発チラシによる注意喚起情報の提供

○交通安全運動期間中の高齢者宅訪問と連携した啓発チラシの配布

※夏(7月)実施

時期	チラシ内容	枚数
春(4月)	※コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—
夏(7月)	突然の電話での「還付金」「キャッシュカード」には気をつけて! ／「解約保証」のはずが…定期購入トラブルに注意	170枚

(4) 見守りネットワーク組織の立ち上げ、研修会の実施

- 庁内連絡会の開催
- 関係機関のヒアリング、参加要請
- 見守りネットワーク組織の構築

(5) 相談内容の整理、分析

- 相談内容の整理、分析

### 3 エシカル消費の意義の周知と普及

(1) エシカル消費普及イベントの実施

- 消費者団体、大学、事業者等と連携した事業の実施

(2) エシカル消費に関する講座の実施

- 出前講座の実施

・鳥取市尚徳大学貢献コース第2回「なくそうフードロス」(講座収録)

※6月8日実施

「フードロス」の現状

★「フードロス」とは…?

食べられるのに捨てられてしまう食品

国内のフードロス量は年間600万トン超!

毎日大型トラック約1,700台分が発生!

年間1人当たりの食品ロス量は約50kg





食品ロスの半分は家庭から発生!

年間600万トン超のうち約半分は家庭で発生

- ・小学生親子向け講座の実施
- (3) エシカル消費に関するチラシやHPによる情報発信(通年)
  - 関連イベントでの情報発信
  - チラシ等を活用した情報発信
  - パネル展示等の実施
- (4) エシカル消費に関する現状把握
  - イベント等でのアンケート調査の実施
  - 取組み団体、事業所との現状把握
- (5) エシカル消費の普及に向けた連携の強化
  - 取組み団体、事業所との意見交換
  - 取組み事例の紹介

#### 4 その他の取り組み

- (1) 消費生活に関する情報発信
  - 成人を対象にした金融に関する講演会の実施
  - パネル展やチラシ・ポスターによる情報発信
    - ・巡回パネル展 ※5月27日から実施



- ・消費者啓発パネル展
  - ※消費者月間中（5月）分は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- 新型コロナウイルス感染症に便乗した消費者トラブルの注意喚起
  - ・CATV文字放送による注意喚起情報の発信（再掲） ※4月24日から放送中

**新型コロナウイルス感染症に便乗した  
詐欺にご注意!**

**「特別定額給付金」を装った詐欺にご注意ください!**

- 公的機関が現金自動受払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 電話やメールで口座番号や暗証番号などの個人情報を聞かれても絶対に教えないでください。
- 不審に思ったら、消費生活センターや最寄りの警察署にご連絡ください。

【問い合わせ先】鳥取市消費生活センター ☎0857-20-3863  
警察総合相談電話 ☎#9110

- ・ FM 鳥取での注意喚起情報の放送 ※5月1日放送
- ・ 鳥取市自治連合会を通じた特別定額給付金詐欺防止チラシ配布

※6月1日実施



- ・ 市報での特集記事の掲載 ※市報7月号で実施



(2) 推進体制の構築

○鳥取市消費者行政審議会の開催

- ・ 第1回 前年度の検証及び今年度の取組み内容について
  - ※現委員での最終開催 ※7月29日実施
- ・ 第2回～第4回 消費生活プランの改訂について (予定)

○見守りネットワークの構築

- ・ 庁内関係課及び関係機関との意見交換及び調整
- ・ ネットワークの構築